

《講座番号：3601》令和3年度5～8年保育者レベルアップ研修講座実施要項

1 目的

幼児教育施設の形態を問わず、幼児期に育まれた資質・能力が小学校以降の教育の基礎となることを前提に、幼稚園教育要領等に基づく幼児教育の基本を再確認し、実践を振り返りながら、専門性の向上を図る。

2 主催

岩手県、岩手県立総合教育センター

3 会場

岩手県立総合教育センター

〒025-0395 岩手県花巻市北湯口第2地割82番1

担当者直通電話番号 0198-27-2735（教科領域教育担当）

4 期日

令和3年6月22日（火）

5 申込方法及び締切り

「岩手県教育情報交流ネット」又は「令和3年度教職員研修の手引」60ページの【研修様式1】「令和3年度研修講座（公開講演）研修者報告・研修者推薦」を用いて郵送で申し込むこと。（【研修様式1】は、岩手県立総合教育センターホームページ「研修講座」内の「研修の手引（様式）」からもダウンロード可能です。）【締切り】令和3年6月8日（火）必着

6 研修者（対象）

(1) 幼稚園教諭・保育教諭等（5～8年の保育経験を有する者） 16名

(2) 保育士（キャリアアップ研修対象者） 20名

※本研修講座は保育士等キャリアアップ研修として実施します。

（幼児教育分野：6時間〈内容〉・幼児教育の指導計画、記録及び評価・幼児の発達に応じた保育内容）

7 講座の日程及び内容

	日時	講座内容	講師・指導者等	会場等
6 月 22 日 (火)	8:30～8:50	座席表配付  受付		管理棟1階 正面玄関ホール 管理棟1階 第1研修室
	8:50～9:00	オリエンテーション	教科領域教育担当 主任研修指導主事 吉田 澄江	管理棟1階 第1研修室
	9:00～12:00	講義と演習 「幼児理解に基づく指導計画」 ※適宜15分間程度の休憩を入れる	教科領域教育担当 主任研修指導主事 吉田 澄江	管理棟1階 第1研修室
	休憩（昼食）			
	13:00～16:15	講義と演習 「学びの芽生えにつながる遊びの充実」 －「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点に－ ※適宜15分間程度の休憩を入れる	学校教育室 主任指導主事 福岡 喜久子 教科領域教育担当 主任研修指導主事 吉田 澄江	管理棟1階 第1研修室

16:30～16:45	アンケート記入	教科領域教育担当 主任研修指導主事 吉田 澄江	管理棟 1階 第1研修室
-------------	---------	----------------------------	-----------------

## 8 携行品等

- ・「幼稚園教育要領解説」（文部科学省 平成 30 年 3 月）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」（内閣府・文部科学省・厚生労働省 平成 30 年 3 月）、「保育所保育指針解説」（厚生労働省 平成 30 年 3 月）のいずれか
- ・担当年齢等の期又は月の指導計画及び週案（前週と今週のもの）
- ・保育士登録番号の控え（保育士等キャリアアップ研修としての受講者）

## 9 研修講座受講に係る配慮願い

研修を受講する際に配慮してほしいこと（病気やけが、妊娠等に伴う座席配置や通常勤務時の体温が高い等）がある場合は、「令和 3 年度教職員研修の手引」64 ページの【研修様式 5】「令和 3 年度研修講座受講に係る配慮願い」を用いて、下記のとおり電子メールで提出すること。

なお、「令和 3 年度研修講座受講に係る配慮願い」の提出は任意であること。

◇ 送付先 岩手県立総合教育センター 教科領域教育担当 5～8 年保育者レベルアップ研修講座担当者 宛て E-mail:sum-yoshida@pref.iwate.jp
◇ 提出期限 令和 3 年 6 月 8 日（火）

## 10 研修者旅費

各幼稚園等の負担とする。

## 11 「明窓館」の昼食注文について

「明窓館」の昼食を希望する者は、下記の方法で事前に注文すること。（「令和 3 年度教職員研修の手引」18 ページ参照）

### （1）注文方法

#### <交流ネットで注文する場合>

岩手教育情報交流ネットの昼食注文のページから、6 月 8 日（火）までに注文し、研修講座当日の受付で食券（500 円）を購入すること。なお、昼食注文状況を確認する場合があるので、昼食注文確認メール、又は昼食注文の登録内容を印刷したものを会場へ持参すること。

#### <交流ネットが使用できない場合>

6 月 8 日（火）までに、研修講座担当者にメール（sum-yoshida@pref.iwate.jp）で注文し、研修講座当日の受付で食券（500 円）を購入すること。

- （2）注文をキャンセルする場合は、注文の締切日と同じく、6 月 8 日（火）までに、研修講座担当者に電話で連絡すること。
- （3）事前にキャンセルしていない場合は、注文した昼食が不要となっても昼食代を支払うこと。ただし、病気等の理由でやむを得ず研修を欠席した場合を除く。

## 12 その他

- （1）総合教育センターまでの案内図等については、「令和 3 年度教職員研修の手引」47 ページを参照のこと。
- （2）総合教育センター周辺道路において交通事故が多発していることから、交通事故に十分気をつけて来所すること。
- （3）体調を管理する上で必要な常備薬は、各自持参すること。
- （4）服装は、クールビズ対応で構わない。
- （5）下記に該当する場合は、「令和 3 年度教職員研修の手引」62 ページの【研修様式 3】「令和 3

年度研修講座研修者欠席届・延期届」を総合教育センター宛て（市町村教育委員会が所管する幼稚園等は教育委員会・教育事務所経由）に提出すること。

- ・欠席する場合

- ・研修当日に疾病の発症等で急遽欠席せざるを得ない場合（速やかに所属長及び総合教育センター研修講座主担当者に連絡すること）

※インフルエンザ等感染症にかかっているか又は疑いがある場合は、研修講座は受講できないこと。

(6) 新型コロナウイルス感染症への感染予防については、別紙のお知らせ「岩手県立総合教育センターが実施する令和3年度研修講座を受講する皆様へ」（令和3年5月12日更新）を参照のこと（別紙の内容は、感染の状況に応じて更新します。内容を変更した場合は、各園等へメール等で連絡し、総合教育センターのWebページに掲載します。）。

(7) 感染症対策として行う研修会場の換気により、室温の変化が見込まれることから、衣服等で調節できるよう準備すること。

### 災害等が発生した場合の研修講座の取り扱いについて

地震、津波、台風等の天災、大規模停電、公共交通機関の不通等が発生した場合の研修講座の取り扱いについては、電話等による問合せに対応する他、緊急連絡用サイトによる情報提供も行います。緊急連絡用サイトには下記QRコードから、又は下記URLからアクセスすることができます。

また、教育センターへの移動途中に災害等が発生した場合、研修者は、各自の身の安全の確保を第一に行い、研修講座の出欠については、所属長の判断を仰いでください。ただし、所属長と連絡が取れないことも想定されることから、緊急時の行動については、予め所属長と確認する等の準備をお願いします。災害等により、研修講座をやむを得ず欠席した場合は、速やかに【研修様式3】「研修講座研修者欠席届・延期届」を提出してください。

災害等により、取り止める研修講座が生じた場合は、その研修講座の延期、中止について、別途通知します。

#### 【緊急連絡用サイトの利用の仕方】

スマートフォン等で右のQRコードを読み取り、そのままアクセスするか、次のURLを入力してアクセスしてください。

URL <http://link.netcommons.net/iwaedcenter/htdocs>

（このサイトは閲覧専用です。研修者の皆さんからの書き込みはできません）

